

湖南七浜滞在環境等上質化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、湖南七浜滞在環境等上質化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、磐梯朝日国立公園にある郡山市湖南町の湖南七浜と呼ばれる地域について、持続可能な観光地として管理運営を行い、滞在環境の上質化づくりに向けた湖南七浜利用拠点整備改善計画（以下「計画」という。）の策定を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画策定に係る調査、研究に関すること
- (2) 湖南七浜の利活用に関すること
- (3) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人、団体、個人、地方公共団体等（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 本会に、この会の目的を達成するため、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、会長が招集し、本会の事業推進上の諸問題の検討及び本会の能率的運営を図るための協議等を行う。

3 ワーキンググループは、自主的に運営し、計画策定に係る調査、研究、その他必要と認める事業を行う。

(会議の成立及び議決)

第9条 本会は、それぞれ構成員の半数を以上の出席をもって成立し、議事は、全委員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議及びワーキンググループの公開)

第10条 会議及びワーキンググループ（以下、「会議等」という）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

(1) 会議等において、郡山市情報公開条例（平成13年条例第44号）第7条各号に定める不開示情報に該当する情報について審議を行うとき。

(2) 会議等を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議等の目的が達成できないと認められるとき。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、事務局を郡山市文化スポーツ観光部観光政策課内に置く。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年10月6日から施行する。

2 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

3 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

4 この規約は、令和8年1月16日から施行する。